

令和 7 年度 第 1 回
愛媛県地域交通活性化南予地区協議会
次 第

令和 7 年 6 月 16 日（月） 13：30～16：00
南予地方局 7 階 第一会議室

【第一部】 離島航路関係（13：30～14：30）

1 開会あいさつ

会長（南予地方局地域産業振興部長）

2 議 題

（1） 離島航路確保維持計画について～令和 8 年度分～

（2） その他

3 閉会

=== 休 憩 ===

【第二部】 生活バス関係（14：45～16：00）

1 開会あいさつ

会長（南予地方局地域産業振興部長）

2 議 題

（1） 地域間幹線系統確保維持計画について～令和 8 年度分～

（2） 地域間幹線系統確保維持計画の変更について～令和 7 年度分～

（3） その他

3 閉会

令和7年度 愛媛県地域交通活性化南予地区協議会
出席者名簿【航路関係】

機 関 名	所 属	職 名	氏 名	備 考
愛媛県南予地方局	地域産業振興部	部長	岡田 文夫	会長
四国運輸局	海事振興部	離島航路活性化調整官	出海 博史	副会長
宇和島市	企画課	課長補佐	末廣 恭一	代理出席
八幡浜市	政策推進課	係長	徳田 翔士	代理出席
愛媛県旅客船協会		事務局長	長野 博人	代理出席
青島海運(有)		事務所長	山西 利富	
田中輸送(有)		代表取締役	和田 雅子	
盛運汽船(株)		代表取締役	山本 照子	
公共交通機関利用者			中川 直	
公共交通機関利用者			本田 裕明	

【随行者】

四国運輸局	海事振興部開運・港運課	離島振興対策係長	影下 直樹
青島海運(有)	長浜支所	主事	福住 隼平
盛運汽船(株)			山根 由衣
盛運汽船(株)			槇本 真里

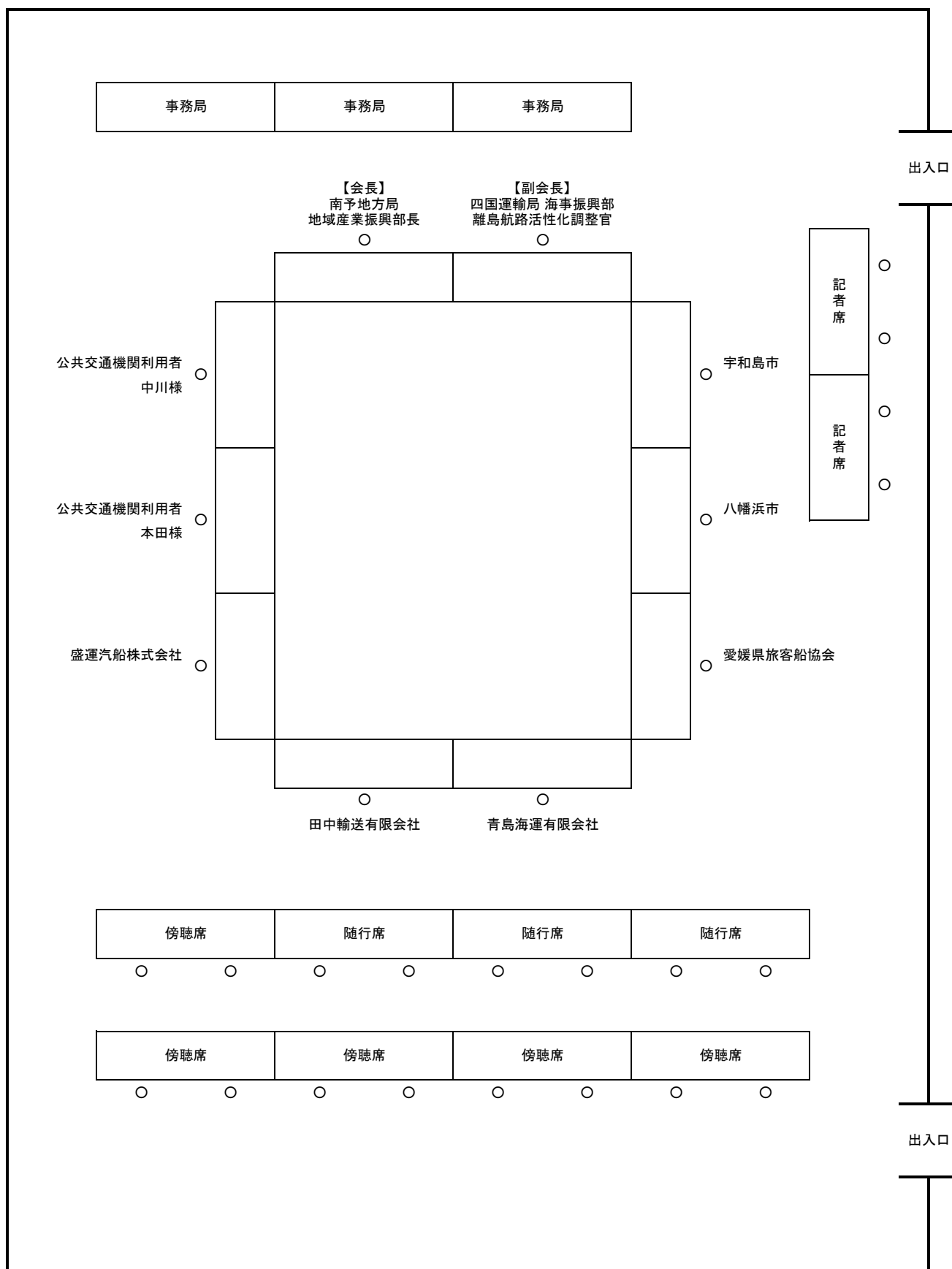
【事務局】

愛媛県南予地方局	地域政策課	課長	末光 加代子
		主幹	寺川 晃彦
		係長	岩本 卓也
		主任	渡部 友理
愛媛県企画振興部	交通政策室	主幹	越智 雄史
		係長	團 隆司
		主事	阿部 広明
		主事	亀井 建

令和7年度第1回愛媛県地域交通活性化南予地区協議会
配席図【離島航路関係】

日時: 令和7年6月16日(月)13:30～

場所: 南予地方局7階 第一会議室



愛媛県地域交通活性化地区協議会設置要綱

（設置）

第1条 地域の実情に応じて、生活バス路線、離島航路並びに地域鉄道等の生活交通の確保に関する事項を協議するため、愛媛県地域交通活性化推進会議設置要綱第7条の規定に基づき、各地方局に愛媛県地域交通活性化地区協議会（以下「地区協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 地区協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項に関し協議を行う。

- (1) 生活交通確保維持改善計画（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「交付要綱」という。）第2条第1項第1号に規定する計画をいう。）の策定及び事業の評価（同要綱第3条第5項に規定する評価をいう。）に関すること。
- (2) 交付要綱第7条第1項各号及び第2項各号に掲げる事項に関すること。
- (3) 生活交通改善事業計画（鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱（平成20年4月1日国鉄施第106号）第32条第1項第1号に規定する計画をいう。）の策定に関すること。
- (4) 具体的な生活交通の確保に関すること。
- (5) その他各地方局管内の生活交通の確保に関すること。

（組織）

第3条 地区協議会は、別表1に掲げる職にある者を委員として組織する。

（会長及び副会長）

第4条 地区協議会に、会長1人、副会長2人を置く。

2 会長は、各地方局地域産業振興部長の職にある者を、副会長は、四国運輸局愛媛運輸支局首席運輸企画専門官（輸送・監査）及び四国運輸局海事振興部離島航路活性化調整官の職にある者をもって充てる。

3 会長は、地区協議会を代表し、会務を総理する。

4

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議等）

第5条 地区協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要に応じて、利用者等関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

3 会長は、必要に応じて、第3条に規定する委員の内、別表2に掲げる一分野の委員のみを招集して、第2条に規定する協議事項を協議することができる。ただし、招集分野の委員の過半数の出席がなければ地区協議会を開くことができない。

4 地区協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、次の各号に掲げる協議事項について、協議会の招集にかえて、別表2に掲げる該当分野の委員に対し、書面により協議を行うことができる。

- (1) 生活交通確保維持改善計画又は交付要綱第7条第2項第4号に掲げる事項の変更であつて、計画の変更による補助申請額の総額の増減が10パーセント以内であるもの
 - (2) 交付要綱第3条第5項に規定された事業の評価
 - (3) その他、会長が書面による協議を認める事項
- 6 会長は、第2条各号に規定する協議事項の協議の結果について、同条第1号及び第3号から第5号までに係るものは愛媛県地域交通活性化推進会議の会長に、同条第2号に係るものは愛媛県地域公共交通網再編協議会の会長に遅滞なく報告するものとする。

(地域公共交通会議)

- 第6条 道路運送法の規定に基づき、一又は複数の市町長が設置する地域公共交通会議については、地区協議会に対し設置の届出を行った場合には地区協議会の分科会とする。
- 2 前項の地域公共交通会議において、第2条第2号に規定する協議事項について協議が調ったときは、その結果を地区協議会の会長に遅滞なく報告するものとする。
- 3 地域公共交通会議の主宰者から前項の報告があつたときは、地区協議会において協議が調ったものとみなす。ただし、複数の地域公共交通会議に関係する場合において、その結果が一致しないときは、この限りではない。

(庶務)

第7条 地区協議会の庶務は、各地方局地域産業振興部地域政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地区協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

機 関 名	職 名	備 考
愛媛県	各地方局地域産業振興部長	会長
四国運輸局愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官（輸送・監査）	副会長
四国運輸局海事振興部	離島航路活性化調整官	〃
市町	市町の副市長又は担当課長	(※)
(一社)愛媛県バス協会	専務理事	

(一社)愛媛県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	
愛媛県旅客船協会	会長	
交通事業者	各事業者の担当課長	(※)
公共交通機関利用者	市町から推薦のあった公共交通機関利用者	(※※)

(※) 各地方局管内の具体的な生活バス路線、航路、鉄道に該当する関係者

(※※) 2名

別表 2 (第 5 条第 3 項関係)

分野区分	機 関 名 (※)	備 考
バス	愛媛県	会長
	四国運輸局愛媛運輸支局	副会長
	域内に生活バス路線の存する市町	
	(一社)愛媛県バス協会	
	(一社)愛媛県ハイヤー・タクシー協会	
	生活バス路線を運行する交通事業者	
	公共交通機関利用者	
航路	愛媛県	会長
	四国運輸局海事振興部	副会長
	域内に生活航路の存する市町	
	愛媛県旅客船協会	
	生活航路を運航する交通事業者	
	公共交通機関利用者	
鉄道	愛媛県	会長
	四国運輸局愛媛運輸支局	副会長
	域内に鉄道もしくは軌道の存する市町	
	鉄道もしくは軌道を運行する交通事業者	
	公共交通機関利用者	

(※) 各機関の委員の職名は、別表 1 で定める。

令和7年度 愛媛県地域交通活性化南予地区協議会 委員名簿

機関名	所属	職名	氏名	部門	備考
愛媛県南予地方局	地域産業振興部	部長	岡田 文夫	バス・航路	会長
四国運輸局愛媛運輸支局	輸送・監査部門	首席運輸企画専門官	山本 悟史	バス	副会長
四国運輸局	海事振興部	離島航路活性化調整官	出海 博史	航路	副会長
宇和島市	企画課	課長	井亀 恵子	バス・航路	
八幡浜市	政策推進課	課長	松良 喜郎	バス・航路	
大洲市	地域振興課	課長	田中 純	バス	
西予市	まちづくり推進課	課長	安田 司	バス	
内子町	総務課	課長	上山 淳一	バス	
伊方町	総合政策課	課長	谷村 栄樹	バス	
松野町	ふるさと創生課	課長	友岡 純	バス	
鬼北町	企画振興課	課長	小川 秀樹	バス	
愛南町	総務課	課長	濱 哲也	バス	
愛媛県バス協会		専務理事	松本 真一	バス	
愛媛県ハイヤー・タクシー協会		専務理事	谷口 政賀津	バス	
伊予鉄バス(株)	自動車部	部長	中川 智之	バス	
伊予鉄南予バス(株)		代表取締役	岡田 好功	バス	
宇和島自動車(株)	業務部営業課	課長	大内 崇義	バス	
愛媛県旅客船協会		会長	清水 一郎	航路	
青島海運(有)		事務所長	山西 利富	航路	
田中輸送(有)		代表取締役	和田 雅子	航路	
盛運汽船(株)		代表取締役	山本 照子	航路	
公共交通機関利用者			中川 直	バス・航路	
公共交通機関利用者			本田 裕明	バス・航路	

傍 聴 要 領

愛媛県地域交通活性化地区協議会

1 受付手続

受付は、会場前で、会議開始予定時刻の 30 分前に開始します。

傍聴人は、会議開始予定時刻の 5 分前までに、受付で、氏名、住所等特定の事項を記入の上、事務局職員の指示に従って会場にご入室ください。

なお、受付は、会議開始時刻をもって終了しますので、ご注意ください。

2 遵守・留意事項

傍聴人は、会場等において、次に掲げる事項を遵守・留意してください。

- (1) 静粛にすること。
- (2) みだりに出入りしないこと。
- (3) 会議における言論等に対し、威圧的行為をし、或いは拍手その他の方法により公然と賛否を表明する等、委員の自由な討論に影響を与えるおそれのある行為をしないこと。
- (4) 喫煙及び飲食をしないこと。(水分補給のための水・お茶は除く)
- (5) 録音或いは写真、ビデオ等の撮影をしないこと。ただし、許可を得た場合はこの限りでない。
- (6) 携帯電話等を使用しないこと。
- (7) その他会場内の秩序を乱し、或いは会議の進行等に支障となる行為をしないこと。

3 会場内の秩序維持

- (1) 傍聴人は、会長及び事務局職員の指示に従ってください。
- (2) 2 の規定に違反した傍聴人は、注意を受け、なおこれに従わないときは退場していただく場合があります。